

「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」のQ&A

補助対象者

Q 誰が補助金の対象者となり、補助を受けることができるのですか？

A 「地域主導型自然エネルギー推進事業(熱供給・熱利用事業)」は市町村と民間団体が対象者です。また、「地域づくり協議会支援事業」は市町村が対象者です。民間団体とは、県内に主たる事業所等を有し、以下の①～④にあたる者です。なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等は対象としていません。事業の種類によって、補助対象者が異なるため留意してください。

①中小企業者 以下の表の要件に該当する者をいう。

業種	中小企業者の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

注)資本金、出資金又は従業員数の何れかが該当すれば対象となります。

②NPO 特定非営利活動法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、又は法人格を有しない非営利団体(ただし、本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得する団体)をいう。

③地域協議会 市民、NPO、中小企業者、大学又は行政等で構成される協議会であって、事務局又は本事業の責任者が明確になっている組織(事務局又は責任者が法人格を有しない場合は、本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得する組織をいう。)をいう。

※地域協議会の事務局又は責任者(主たる事業を実行する構成員)は、法人格が必要です。

④その他法人格を有する組織で知事が認める者

Q 「地域協議会」はどのような構成員でもいいのですか？

A 地域協議会は、市民、NPO、中小企業者、大学又は行政等で構成する組織で自然エネルギーの普及に取り組む組織体をいいます。上記の構成員はあくまでも例示であり、2者以上の構成員であれば地域協議会として申請することは可能です。

自然エネルギーを推進していくためには、様々な立場の地域関係者の参画のもと、合意形成をしていくことが必要であり、このような組織を補助対象者として想定しています。

なお、「地域づくり協議会支援事業」における地域協議会は、構成員として市町村及び地域コミュニティ(自治会、財産区等)が含まれていることが必要です。

Q 個人も補助の対象となりますか？

A 「中小企業者」に該当すれば、個人事業者も「民間団体」として対象となります。

個人事業者が申請する場合には、確定申告書(写し)など、事業を行っていることを証する書類を添付してください。

Q 「地域コミュニティ」とはどのような団体をいうのですか？

A 地域コミュニティとは、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁若しくは社会活動に基づいて形成された団体のことをいいます。

代表的な例としては自治会がありますが、他にも財産区、商店街、マンション管理組合などの団体が地域コミュニティに当たります。

これら以外の団体については、事前に県環境エネルギー課に確認してください。

Q 「その他法人格を有する組織で知事が認める者」とは、どのような団体ですか？

A 例としては、以下のとおりです。

県内に主たる事務所を有する土地改良区、農業協同組合、森林組合、事業協同組合、企業組合、有限責任事業組合など。

なお、これら以外の団体については、事前に県環境エネルギー課に確認してください。

Q 設立して間もない中小企業者や地域協議会が申請する場合は、実績がなく2期分の決算書等がないですが、どうすればいいですか？

A 本事業を確実に実施し、補助事業終了後も継続して事業を行なえる資質があるかを判断するため、決算書等の提出をお願いしています。よって、「経理的基礎(財務能力)」や「経理等事務管理責任体制」が担保されているかを確認する必要があり、申請者別に以下のとおり、別途書類を提出していただくこととしています。

1 中小企業者の場合

- ・ 資産に関する調書、確定申告書(写し)

2 地域協議会の場合

- ・ 構成員の責任の所在がわかる書類
- ・ 責任者(主たる事業を実行する構成員)又は事務局となる者に対して上記1と同じ書類

補助対象事業

Q 補助対象とならない事業はどのようなものがありますか？

A 次の事業は、対象となりません。(申請を受付できません。)

- 1 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- 2 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- 3 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- 4 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- 5 宗教的活動に関する事業
- 6 政治的活動に関する事業
- 7 公序良俗に反する事業
- 8 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

Q どのような事業が補助対象となるのですか？

A 補助対象となる事業は以下のとおりです。

事業の種類	地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	地域づくり協議会支援事業
内容	<p><u>地域の関係者が連携又は協働して地域のエネルギー自給率の向上に資するビジネスモデルも含めた先進的な事例構築等を行う事業</u></p>	<p>自治会等の<u>地域コミュニティが市町村と協働し、地域の特性を活かした自然エネルギー・省エネルギーや地域における再生可能エネルギー事業の支障事例の解消</u>などに取り組む地域づくり協議会を開催する事業</p>
例	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を核とした自然エネルギーを活用したエネルギー供給事業 ○地域資源循環型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易集材機や薪割機のレンタルによる木質バイオマスの利活用事業など ・薪ステーションの設置運営や宅配型薪供給システムの構築による木質バイオマス流通ビジネスなど ○地域の効果的な熱供給・利用事業、又は地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資する熱供給・利用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱、バイオマス熱、温泉熱、太陽熱、雪氷熱利用事業など ○初期投資ゼロ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの熱利用・熱供給設備の導入に当って、初期投資の軽減を図るビジネスなど ○地域資金活用型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用によるビジネスなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域新電力(市町村が自ら、若しくは、地域の事業者や地域コミュニティと協働して実施する、再生可能エネルギーを活用した新電力事業であって、収益の一部を地域や住民、その他公共的利益のために還元するなど、社会性や公共性が認められるもの)を立ち上げるための協議会を開催する事業 ○自治会や土地改良区等が連携し、農業用水路を活用した小水力発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、地域課題を解決することを目的とした協議会を開催する事業 ○自治会や財産区が、所有する山林から生じる間伐材を活用して木質バイオマス燃料を製造し、その販売で得られる利益を財源として、地域を活性化することを目的とした協議会を開催する事業 ○商工会が自治会と連携し、モデルとなる店舗等の屋根を活用した太陽光発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、当該店舗等の省エネルギーを目的とする改修や地域商品券の発行などにより地域経済を活性化させることを目的とする協議会を開催する事業 ○法律や条例等に基づき、適正に実施されているものの、生活環境や景観など、環境に支障を及ぼしている再生可能エネルギー事業について、施設周辺への植栽など、支障解消に向けた方策を検討するための協議会を開催する事業

Q 補助対象となる経費はどのような経費ですか？

A 事業の実施に係る経費のうち、補助対象となる経費は事業の種類ごとに定められています。また、補助金額を算出する上で、対象とならない経費も定められています。

1 補助対象となる経費

事業の種類、経費の区分		対象となる経費
地域主導型 自然エネルギー 一推進事業 (熱供給・熱利用事業)	ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計)	報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費
	ハード事業 (機器設備導入)	工事請負費(補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。))又は据付等に要する経費)、並びにその他知事が必要と認めた経費
地域づくり協議会支援事業 (協議会開催、調査、報告書作成)		報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、調査委託費、報告書等作成委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費

2 補助金額の算出に当たって対象外とする経費(全ての事業の種類に共通)

- ・ 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
- ・ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ・ 食糧費
- ・ 損失補填的な経費
- ・ 過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費
- ・ その他知事が不相当と認める経費

Q 人件費は対象となりますか？

A 補助事業者が雇用している職員の人件費は対象となりません。ただし、新たに本事業のために臨時的に人を雇用し、又は非営利団体のスタッフであって有給雇用されていない場合など、調査等の業務を行なう者の経費を賃金として支出することは可能です。申請時に経費の積算根拠を提出してください。

Q 補助金はどのくらい出るのですか？

A 事業の種類等によります。詳細は次のとおりです。

事業の種類	経費の区分	補助率	補助上限額	補助対象者
地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	① ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計)	1/2 以内	500 万円	市町村
	② ハード事業(機器設備導入)			
	① ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計)	1/2 以内	500 万円	民間団体
	② ハード事業(機器設備導入)	1/3 以内		
	③ ハード事業 (防災施設への防災機器設備導入)	1/2 以内	750 万円	市町村、 民間団体
地域づくり協議会支援事業 (協議会開催、調査、報告書作成)		2/3 以内	100 万円	市町村

Q ハード事業とソフト事業を両方やりたい場合は、申請することはできますか？

A 可能です。その際、計画書の収支計画の中にソフト事業とハード事業を分けて記載してください。

補助金額 = (ソフト事業の補助対象経費 × 補助率) + (ハード事業の補助対象経費 × 補助率)

※補助金額は、1,000円未満切捨て。事業の種類に応じて上限額が違います。

Q 申請段階で、許認可や地域の合意が取れていることが必要ですか？

A 事業に必要な許認可は、見通しがついていることが必要です。また、地域の合意が事業実施に支障のない範囲でとれていることが必要です。事業の採択を受けてからの地域への説明、実施箇所の募集を開始するなど、具体性や計画性が認められないものは、採択しかねます。

Q 事業で得られた成果は、公開する必要がありますか？

A 本補助金の適用を受けて得られた成果は、広く県民に情報公開していただくこととなります。

よって、基本は公開を前提に事業計画を策定いただき、実施後は全県で情報共有いたしますので、あらかじめ留意してください。

補助金の申請

Q どのように申請するのですか？

A 事業の応募は、事業を実施しようとする場所の市役所又は町村役場(自然エネルギー推進担当課)に申請書類等を提出してください。(市町村から地域振興局(環境課)に提出されます。)

事業計画や申請の相談などは、県環境エネルギー課又は地域振興局環境課までお願いします。

Q 市町村や地域振興局の管轄を超える広域的な事業を実施する場合、どこへ申請すればいいのですか？

A 市町村を超える広域的な事業を行う場合は、その地域を管轄する地域振興局へ提出してください。

また、地域振興局の管轄を超える広域的な事業を行う場合、活動拠点を管轄する地域振興局へ提出してください。不明な場合は、県環境エネルギー課へ相談してください。

事業の選定

Q 補助金の採否は、どのようにして決められるのですか？

A 県庁で行う選定委員会で採択事業を選定します。選定委員会は行政関係者、学識経験者など、5名程度の選定委員で構成され、選定委員の意見を聞き、採択事業が選定されます。

Q どのような基準で選定するのですか？

A 次の基準により選定します。

種類	地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	地域づくり協議会支援事業
	1 本事業の便益が広く地域に還元されるものであり、自然エネルギーによる自給コミュニティ形成に資するものであること。	1 自然エネルギー又は省エネルギーの活用により、エネルギー自立地域の形成に資する計画であること。

基 準	2 地域主導による自然エネルギー事業を創出するため、ビジネスモデルも含めた地域に適した自然エネルギーを活かした事例の取組であること。	2 地域の活性化又は地域課題の解決を目的とする協議会であること。
	3 (民間団体の場合)地域の関係者と連携又は協働する取組みで、それぞれの役割分担が明確で、申請する団体は責任を持った事業執行体制が整っていること。	3 地域コミュニティと協働して実施する事業であること。
	4 (市町村の場合)地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。	4 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
	5 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。	5 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
	6 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。	6 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。
	7 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。	7 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
	8 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。	8 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されていること(加点事由)。
	9 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されている事業であること(加点事由)。	9 その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。
	10 その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。	

Q 採否の結果はいつ頃わかるのですか？

A 補助対象事業募集締切後、一か月程度で補助金を交付する事業を選定し、採否結果を申請者に通知します。

事業の実施

Q 事業採択から事業を始めるまでの流れはどのようなものですか？

A 計画決定・内示 → 交付申請 → 交付決定 → 事業実施 となります。

1 「計画決定・内示」(県 → 地域振興局 → (市町村) → 申請者)

事業の採択を地域振興局(市町村)から通知します。なお、民間団体の場合は市町村より通知されます。内示には選定委員の意見を付す場合がありますので、補助金交付申請時にはこの意見を反映させてください。

不採択事業の場合についても、理由を付して申請者に通知します。

2 「補助金交付申請」(申請者 → 地域振興局 → 県)

内示はあくまで「仮決定」です。内示のあった事業について、補助金交付申請をしてください。

3 「交付決定」(県 → 地域振興局 → 申請者)

交付決定が「正式決定」です。提出いただいた交付申請に基づき、地域振興局から通知します。

4 「事業実施」

原則として、この交付決定以降に事業を実施してください。

ただし、やむを得ず交付決定の前に事業を開始する場合は、「早期着手」の手続きが必要です。

その際は、県環境エネルギー課へご相談ください。

Q 契約関係手続きについて教えてください。

A 契約相手先の選定は、入札方式が基本となります。契約や見積りについては、下記の点にご留意ください。

- ・ 会計処理の規定がある事業者にあつては、それに従ってください。
規定のない事業者にあつては、県の基準に従って、2万円以上 10万円未満は1者見積り、10万円以上は複数見積りとしてください。
- ・ 見積書は、申請書に添付したものを使い回すのではなく、事業を行う際に取り直してください。
- ・ 複数見積りの場合は、同一条件で徴してください。
- ・ 随意契約とする場合は、その理由を明確にしてください。

Q 事業の実施に当たって注意すべきことはありますか？

A 以下の点に留意してください。

- ・ 本補助事業により購入した備品等への表示について
補助金によって購入、製作した大型の物品(備品等)には、何らかの形で当該補助事業によって購入・製作したことを表示してください。「平成 30 年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業」「事業主体名」を明示してください。
- ・ パンフレット等の印刷物の作成について
校正に十分注意を払い、内容の誤りや誤字脱字のないようにしてください。
- ・ 謝礼や配布物等について
講演会の講師に対して謝金を支払った上に、土産物を渡したり、一般参加者等への配布物が著しく高額な場合などは、補助対象外と判断されますのでご注意ください。

Q 申請の際に提出した書類の内容や採択となった事業計画に変更が生じる場合の手続きは？

A 次の2点の場合には、地域振興局環境課を通じて、県環境エネルギー課に変更承認申請書の提出が必要です。なお、民間団体の場合は、市町村を通じて申請します。

- 1 事業の実施場所、施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更が生じた場合
- 2 交付対象経費が 20%以上増減する場合
その結果、補助金の交付決定額に変更が生じる場合には、変更交付申請書の提出が必要となります。また、事業期間の延長、事業を中止する場合なども手続きが必要です。その際には、地域振興局環境課又は県環境エネルギー課までご相談ください。

補助金の受領

Q 事業の実施途中に補助金の交付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 県に交付(概算払)請求書を提出することで「概算払」を受けることができます。

ただし、請求する段階での出来高(支出分)の 90%が上限となります。

出来高を確認できる書類や領収書、請求書などの支出関係書類を添付してください。

Q 事業が終わった後、補助金をもらうまでの手続きはどのようなものですか？

A 事業が終わりましたら 30 日以内に「事業実績報告書」(様式 3 号)を提出してください。

実績報告書には事業を実施した場所のわかる位置図、契約や支出の証拠書類(領収書など)や事業実施中の写真などを添付していただき、実際にどのように事業が行われ、どのような契約や支出が行われたかを県職員が確認します。事業の内容によっては、実際に現地を確認する場合があります。

地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金は、皆様から頂戴した税金を活用させていただいておりますので、適正に執行されているかのチェックが必要不可欠です。支出の証拠書類が確認できない場合や不備がある場合には、補助金をお支払いできない場合がありますので、証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

実績報告をもとに適正な事業執行と認められ、完了検査に合格した後、補助金額の確定を行い、「額の確定」の通知をお送りします。その後「交付請求書」(様式11号)を提出していただいた後、指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

事業の評価

Q 「事業総括書」は事業実績報告とは違うのですか？

A はい。事業実績報告と同時に「事業総括書」(様式第12号)の提出をお願いしています。

事業総括書には、事業を実施した団体による自己評価の内容を記載いただきます。

事業実績報告書と記載内容が類似している部分もありますが、後日ホームページ等で公表させていただきます。また、補助金交付を受けた者も、自ら当該総括書をホームページ等で公表していただきます。

地域主導型自然エネルギー創出支援事業を活用した事業の成果を広く県民の皆様にも周知し、また、地域の取組事例の紹介をすることで、今後の取り組みの参考になり、事業を実施された皆様にとっても、自分達の活動を知ってもらうきっかけになると考えています。

事業終了後の留意点

Q 補助事業終了後、留意することはありますか？

A 以下の点に留意いただく必要があります。

- ・「事業達成状況報告」(様式第22号)により、事業終了後3年間、当該事業による達成状況を地域振興局環境課に提出していただきます。(締切り:毎年度6月末日)
事業の効果が分かるよう、設備やデータを管理するようにしてください。
- ・機械や施設等を導入した際には、常に良好な状態で管理するものとし、機械や施設等ごとに管理規定を定めて適正な管理をしていただく必要があります。
- ・特に防災設備として導入された機器設備については、速やかに操作マニュアル等を作成し、災害時の利用に支障が生じないようにしてください。
- ・補助金に係る収入を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了後の翌年度から起算して5年間備え、保管してください。